

平成28年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成29年2月

京 都 市

平成29年2月
京 都 市

平成28年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった5事業の対応方針は、別紙1のとおり事業継続するものとし、引き続き事業の推進に努める。

事後評価の対象となった3事業の対応方針は、別紙2のとおり今後の事後評価、改善措置とも不要であるとする。

2 個別事業について

<再評価>

(1) 街路事業 I・Ⅲ・25 鴨川東岸線（第二工区）

本事業は、京都高速道路「阪神高速8号京都線」と市内中心部を結ぶ鴨川東岸線の一部となる、岸ノ上橋から松風橋までの間を整備することで、京都市南部地域の道路交通の円滑化と地域の活性化を図るものである。

京都高速道路「阪神高速8号京都線」と市内中心部を結び、南北方向のボトルネックを解消する道路として、重要な路線であり、未買収地は残り1件であり、更なる進ちよくを図る。また、生活道路となる既設道路などを含め、環境及び景観に十分配慮し、住民の安全性及び利便性を考慮したうえ、事業を進める。

(2) 道路事業 一般国道162号（栗尾バイパス）

本事業は、右京区京北地域、南丹市美山町から市内中心部へのアクセス道路として重要な道路である一般国道162号のバイパスを整備することで、幅員狭小及び線形不良を解消し、安全で快適な通行を確保するものである。

京北トンネルが開通し、事業の進捗率は86.3%に達しているが、残る未整備区間についても、幅員狭小及び線形不良の解消が必要であり、用地買収を含め、更なる事業進捗を図る。

(3) 道路事業 (主)京都広河原美山線(二ノ瀬バイパス)

本事業は、京都市の市街地と北部地域を結ぶ主要な幹線道路であるとともに、鞍馬、貴船といった観光地へのアクセス道路である(主)京都広河原美山線のバイパスを整備することで、幅員狭小及び線形不良を解消し、安全で快適な通行を確保するものである。

二ノ瀬トンネルが開通し、事業の進捗率は84.4%に達しているが、残る未整備区間についても、幅員狭小及び線形不良の解消が必要であるとともに、未買収地は残り1件であり、事業効果の早期発現に向けて、更なる事業進捗を図る。

(4) 河川事業 七瀬川

本事業は、伏見区を東西に流れる七瀬川の河道断面の拡大及び遊水地の整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、一部区間において下部を治水施設、上部をせせらぎ河川とする二層式河川を採用することで、水と緑豊かな水辺空間を創出するものである。

平成20年度に二層式河川区間整備が完成し、一定の事業効果が発現されているが、宅地の進行に伴い、雨水の流出量が増加していることから、遊水地を早期に整備する必要がある、更なる事業進捗を図る。

なお、遊水地の整備については、周辺環境、景観や空間の有効活用を考慮し、安全対策を行ったうえで、事業を進める。

(5) 住宅地区改好事業 三条鴨東地区

本事業は、京阪電鉄三条駅に隣接した地区において、不良住宅の買収除却及び改良住宅の建設を行うとともに、児童遊園などの公共施設を整備することで、住環境の改善を図るものである。

改良住宅の建設は完了し、未買収地は残り1件であり、引き続き、不良住宅

の除却を進めるとともに、児童遊園などの公共施設を整備し、更なる事業進ちょくを図る

<事後評価>

(1) 道路事業 宝が池通

本事業は、市内中心部と岩倉地域とを結ぶだけでなく、国立京都国際会館や宝が池公園へのアクセス道路として、急勾配や道路線形の改善、道路拡幅及び歩道整備によって、渋滞の解消や歩行者の安全を確保するとともに、無電柱化工事によって五山送り火の一つである「妙」の眺望景観を保全するものである。

本事業によって、急勾配で見通しの悪い箇所の改善及び「妙」の眺望景観の保全に寄与するなど、事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

(2) 街路事業 竹田街道

本事業は、広域幹線道路ネットワークを形成する京都高速道路「阪神高速8号京都線」へのアクセス強化と、竹田街道十条交差点の交通混雑の解消を図るものである。

本事業によって、京都高速道路「阪神高速8号京都線」へのアクセスが改善し、安全で円滑な道路交通が確保されるなど、事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

(3) 下水道事業 北部地域特定環境保全公共下水道事業

本事業は、下水道を整備することで、市北部地域における快適な暮らしを支えるとともに、大原、静原、鞍馬・貴船、高雄の観光地などにおける河川の水質を改善し、それにより市内の中心市街部を流れる鴨川などの下流の水環境を守るものである。

本事業の完成によって、住民の生活環境の改善を図るとともに、観光地や下流の河川などの公共用水域の水質を改善し、良好な水環境を守るなど、事業による効果が発現されていることから今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施に伴う各種効果を活用していきたい。

平成28年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	H28.3事業 進捗よく率 (%)	対応方針
街路事業	1	I・Ⅲ・25鴨川東岸線 (第二工区)	延長L=715m 幅員W=21.0m ～30.6m	H9	③	20	81.1	「事業継続」
道路事業	2	一般国道162号 (栗尾バイパス)	延長L=4,300m 幅員W=9.75m	H19	③	10	86.3	「事業継続」
	3	京都広河原美山線 (二ノ瀬バイパス)	延長L=2,400m 幅員W=7.5m	H19	②	10	84.4	「事業継続」
河川事業	4	七瀬川	延長L=1,095m (950m+145m) 幅員W=10.80m ～15.70m	H4	③	25	93.0	「事業継続」
改良住宅地区事業	5	三条鴨東地区	面積A=1.26ha	H11	③	18	77.8	「事業継続」

平成28年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内
 (廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内)の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	対応方針
道路事業	1	宝が池通	延長L=870m 幅員W=11.0m[狐坂工区] 16.5m[北山工区]	H15	①	H23	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」
街路事業	2	竹田街道	延長L=220m 幅員 W=36m~45m	H11	①	H23	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」
下水道事業	3	北部地域特定環境 保全公共下水道事業	整備予定面積126ha 下水道布設延長約53km	H20	①	H26	「今後の事後評価、 改善措置とも不要」